○柳井地域広域水道企業団建設工事等指名審査会規程

平成１６年４月１日
管理規程第１号

（目的）

第１条　この規程は、柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。）、測量（測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５条に規定する公共測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第１９条第３号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。）、地質調査（地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条第１項に規定する地質調査をいう。）及び補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条第１項に規定する補償業務をいう。）（以下総称して「建設工事等」という。）の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の資格審査及び競争入札に必要な事項を審査するため、柳井地域広域水道企業団建設工事等指名審査会（以下「指名審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　指名審査会は次に掲げる事項を審査する。

（１）入札参加者の資格審査に関すること。

（２）入札参加者の資格の取消し及び指名の停止に関すること。

（３）入札参加者の選定に関すること。

（４）低価格入札における落札者の決定に関すること。

（５）前各号に定める事項のほか、企業長が特に必要と認めるもの

２　指名審査会の長は、前項に規定する審査の結果を企業長に報告しなければならない。

（組織）

第３条　指名審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、柳井市、周防大島町、岩国市、上関町、田布施町及び平生町（以下「関係市町」という。）の参与が互選する

３　副会長は、企業団事務局長をもってこれに充てる。

４　委員は、企業団事務局総務課長及び関係市町の企業団担当課長又は契約担当課職員（以下「企業団担当課長等」という。）をもってこれに充てる。ただし、企業団担当課長等が不在の場合は、当該担当課職員を代理人とすることができる。

５　委員は、必要に応じて臨時に置くことができる。

（職務）

第４条　会長は会務を総理する。

２　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

３　会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　指名審査会は、会長が必要に応じ招集する。

２　指名審査会は、公正にその審査を行い、審議は公開しないものとする。
３　指名審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
４　指名審査会の議事は出席委員の過半数により決し、可否同数のときは会長が決定する。
５　会長は、急施を要し、指名審査会の会議を開催する暇がないときは委員に回議してこれに代えることができる。ただし、請負対象設計額が９，０００万円以上の建設工事等の入札参加者の選定については、この限りでない。
６　会長は、その審議のため必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、資料の提出を求めることができる。

（秘密の厳守）

第６条　指名審査会の審議に参加した者は、審議内容については秘密を厳守しなければならない。

（入札参加者の選定方法）

第７条　請負対象設計額が１３０万円以上の建設工事等の入札参加者を指名するときは、指名審査会に諮って当該入札参加者を選定するものとする。
２　会長は、前項の規定にかかわらず、請負対象設計額が１，０００万円未満の建設工事等の入札参加者の選定を建設工事等担当課長に委任することができる。

（事務の処理）

第８条　指名審査会の事務は、企業団事務局総務課において処理する。

（その他必要な事項）

第９条　この規程に定めるもののほか、指名審査会の議事その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

（準用）

第１０条　維持管理業務の委託、物品の購入その他企業団が発注する業務（以下「業務委託等」という。）の入札参加者の資格審査等については、この規程の例による。
２　前項の場合において、第７条第１項中「請負対象設計額が１３０万円以上の建設工事等」とあるのは、「業務委託等の設計額が柳井地域広域水道企業団の契約に関する規程（平成２７年柳井地域広域水道企業団管理規程第２号）第２４条各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える業務委託等」とする。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年１０月１日管理規程第３号）

この規程は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２１日管理規程第６号）

この規程は、平成１７年２月２１日から施行する。

附　則（平成１７年４月１日管理規程第７号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２０日管理規程第１号）

この規程は、平成１８年３月２０日から施行する。

附　則（平成１８年４月１日管理規程第２号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年４月１日管理規程第２号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日管理規程第３号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年５月３０日管理規程第４号）

この規程は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則（平成２５年５月２７日管理規程第２号）

この規程は、平成２５年５月２７日から施行する。

附　則（平成２９年１月５日管理規程第１号）

この規程は、平成２９年１月５日から施行する。

附　則（平成２９年５月３１日管理規程第３号）

この規程は、平成２９年５月３１日から施行する。

附　則（令和４年１１月１５日管理規程第１号）

この規程は、令和４年１１月１５日から施行し、改正後の第３条第４項の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附　則（平成５年４月１日管理規程第４号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日管理規程第２８号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。